

## 保健

### インフルエンザ予防接種の負担軽減

昨年の広報11月号でお知らせしましたが、負担軽減者に該当する人で、接種費用を全額で支払った人は、接種料金の全額または一部が戻ります。左記の書類を持参の上、町役場保健福祉課窓口で3月31日までに手続きをしてください（接種を受けた高齢者で医療機関に2千円を支払った人は、町助成との差額なので手続きは必要ありません）。

- ▼持参書類  
領収書、接種済証、銀行またはJAの通帳、印鑑
- ▼申し込み・問い合わせ先  
保健福祉課 健康づくり業務 電話(62) 2115

### 3・4歳は日本脳炎の接種時期です

町では、新ワクチンによる日本脳炎1期の定期接種を昨年度から再開しました。日本脳炎の標準接種年齢は3歳です。子どもが3歳になったら、早めに接種を受けさせましょう（3歳未満の接種はできるだけ避けてく

ださい）。

今年度4歳の子どもで1期の初回接種（2回）を受けた子どもは、2回目の約1年後に1期の追加接種を受けさせましょう。今年度4歳で、まだ1度も接種を受けていない子どもには速やかに接種を受けさせてください。

- ▼接種料金  
町が負担します。
- ▼接種方法  
医療機関で個別に接種を受けてください（最近転入したばかりなどで対象となる子どもがいる人は、町保健福祉課まで連絡してください）。
- ▼問い合わせ先  
保健福祉課 健康づくり業務 電話(62) 2115

### 全ての人が楽しく共に暮らす社会を

毎年4月2日は、国連が定める「世界自閉症啓発デー」です。また、4月2日〜8日は「発達障害啓発週間」となっています。発達障害がいは、先天的な要因による脳機能の障がいです。広汎性発達障がい（自閉症やアスペルガー症候群）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、LD（学習障がい・知的発達に大きな遅れはないのに、学習面でつまづきなど）、といったものがあります。

発達障がいと一言でいっても、その特徴は一人一人違います。例えば、自閉症の人には、周囲の人とうまくコミュニケーションがとれない、こだわりが強い、想像することが苦手といった特徴があります。しかし、ことばの理解が苦手でも、視覚的なもので理解することが出来たり、行動の習慣化などによって生活を送ることが出来ます。また、芸術面で優れます。

た才能を発揮する人もいます。すべての人が共に暮らしやすい社会を作るためには、障がいがある人に対して周囲の人々がゆったりとした気持ちで接すること、そして、障がいに対して理解を深めることが重要です。この機会に、障がいがある人への接し方について考えてみてはいかがでしょうか。

- ▼問い合わせ先  
保健福祉課 社会福祉業務 電話(62) 2115

## 生活

### 「もしも」の交通事故に安心の備えを

24年度町民交通傷害保険の加入申し込み受け付けを始めます。町に住民登録をしている人（または外国人登録をしている

人）なら、誰でも加入できます。加入を希望する人は、申込書に必要事項を記入の上、保険料を添えて町民生活課に申し込んでください。加入の際には、他保険の加入状況についての告知義務があります。告知事項について、事実を記入しなかった場合や事実と違うことを記入した場合は、契約を解除することや保険金をお

支払いできないことがあります。そのほか詳しい内容については、「広報猪苗代3月号」と一緒に配布されたパンフレットをご覧ください。

- ▼保険料  
1人1口360円（1年分）2口まで加入できます。 ※中途加入の場合は月割30円になります。
- ▼お問い合わせ先  
町民生活課 町民生活業務 電話(62) 2114

## 猪苗代消防署からのお知らせ

23年中の猪苗代町内の概況をお知らせします。

※3月1日から指令センターが新しくなりました。  
●会津若松地方・喜多方地方消防指令センター  
☎(59) 1420 FAX(59) 1430

### ◆平成23年火災件数および損害

事故種別	猪苗代	前年比	
出火件数計	8	4	
出火件数	建物		
	全焼	2	1
	半焼	0	0
	部分焼	2	1
	ぼや	1	0
	林野	0	-1
車両	3	3	
その他	0	0	
損害など	焼損棟数	9	6
	罹災世帯	6	5
	死者	0	0
	負傷者	0	0

### ◆災害出動の推移(19年～23年)

事故種別	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
火災出動	7件	4件	2件	4件	8件
救助出動(水難を含む)	16件	11件	12件	16件	7件
その他の出動	31件	29件	28件	39件	55件
合計	54件	44件	42件	59件	70件

※その他の出動とは、火災・救助活動を除く警戒出動・風水害・自火報鳴動・虚報出動などをいいます。

### ◆救急出動件数および搬送人数の推移(19年～23年)

事故種別	平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年	
	件数(件)	人数(人)								
急病事故	491	474	494	479	472	460	519	486	650	640
一般負傷	162	159	151	151	161	155	163	161	169	166
交通事故	99	143	83	115	95	126	86	127	74	90
その他の事故	110	104	124	118	114	109	116	108	117	108
合計	862	880	852	863	842	850	884	882	1010	1004

※その他の事故には、一般負傷・転院搬送・自損行為・労災事故などが含まれています。

- 昨年より約130件増加しました。今後も救急車の適正利用にご協力をお願いします。
- 増加件数では、4月から8月までの5カ月間被災者の増加に伴う増加傾向がみられました。
- 住宅用火災警報器を設置しましょう。

■問い合わせ先 猪苗代消防署 ☎(62) 4433 FAX(62) 4530

## 自動車

自動車の手続きなどはお済みですか

### ▼24年度自動車税の定期課税

23年度は東日本大震災の影響で課税時期を延期しましたが、24年度は5月31日(木)を納期限として課税を実施します。

### ▼自動車の変更登録を忘れずに

自動車税は、毎年4月1日現在の自動車の所有者(割賦販売の場合は、使用者)に課税される県税です。自動車を売却してない場合や他人に譲る、廃車するなどにより実際に自分が持っている場合でも、3月末日までに管轄の運輸支局などで所有権の移転や一時抹消の登録手続きを済ませていないと、引き続き元の所有者に課税されるのでご注意ください。

なお、転居したときに住民票を異動させても、車検証上の住所と一緒に異動しません。自動車税の納税通知書は、車検証上の所有者又は使用者の住所に送付されますので、運輸支局などでの住所の変更登録も忘れずに行ってください。

### ▼問い合わせ先

福島県会津地方振興局

県税部 課税第二課  
☎(29) 52661

## 閲覧・縦覧

課税台帳などの閲覧と縦覧について

24年度の固定資産課税台帳の閲覧を実施します

▼閲覧期間 4月2日(月)から5月1日(火)まで  
(ただし土曜日・日曜日・祝日は除きます)

▼閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

▼閲覧場所 猪苗代町役場 税務課内(1階)

### ▼その他

① 閲覧の際には印鑑(認印で結構です)が必要です。

② 代理(本人および同居の家族以外)の場合は、委任状と代理人本人を確認できる書類(運転免許証など)を持参してください。

③ 閲覧期間中は、納税義務者本人の固定資産課税台帳の閲覧や名寄せの写し(コピー)の交付を、無料で受けることができます。

までに商工観光課に連絡をお願いします。

### ▼実施時期

・ 所在場所検査(計量器の設置場所に県計量協会計量士が出向く検査)  
5月7日~10日(予定)

・ 集合検査(町の指定された場所で行う検査)  
6月6日~7日(予定)

### ▼対象者

・ 平成22年度の定期検査以降に取引上または証明上のために「はかり」を使用している人。  
もしくは新規に購入した人。

### ▼その他

・ はかりの種類によって手数料が変わります。

### ▼問い合わせ先

商工観光課 商工観光業務  
☎(62) 21117

## 「税に関する習字」展示しています

猪苗代町納税貯蓄組合連合会では、毎年、町内の小学校3年生から6年生までの児童に、税について関心を持ってもらうため「税に関する習字」コンクールを開催しています。

今年は合計292点の作品が寄せられ、厳正な審査の結果、各学年で特選2点、準特選4点、佳作6点が選ばれました。



受賞作品は、3月下旬まで町役場町民ホールに展示していますので、ぜひ足を運んでください。

●問い合わせ先  
税務課 ☎(62) 2113

## 「あなたのこころの風景」教えてください

NHK BSプレミアムのテレビ番組「につぼん縦断 こころ旅」が福島にやってきます。同番組では「何気ない風景」「思い出の風景」「忘れられない風景」「みんなに伝えたい風景」など、皆さんのこころの風景を募集しています。皆さんの心にある忘れられない風景や景色を、エピソードを添えて紹介してください。

●応募方法 番組ホームページ、手紙、はがき、FAXなどで応募してください。

●応募内容 ①住所、②名前、③電話番号、④性別、⑤年齢、⑥思い出の場所、⑦場所にまつわるエピソード(国内に限る)

●応募締め切り 4月13日(金) 必着  
※福島県の放送予定は5月14日(月)~5月27日(日)です。詳しくは、番組ホームページか役場町民ホールにあるチラシをご覧ください。

■番組・応募に対する問い合わせは、NHKふれあいセンター  
☎0570(066)066(ナビダイヤル) ☎050(3786)5000  
FAX 03(3465)1327

土地および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を実施します

町内に土地または家屋を所有し固定資産税を納税している人は、それぞれ町内の他の土地や家屋の価格などについて、土地価格等縦覧帳簿や家屋価格等縦覧帳簿で縦覧することができます(ただし、個人情報保護のため所有者名、納税義務者名は記載しておりません)。

### ▼縦覧期間、時間、場所

課税台帳の閲覧と同じ縦覧できる人

町内に所有する土地または家屋がある納税者

縦覧の際には印鑑(認印で結構です)が必要です。

※縦覧する際は縦覧を希望する土地・家屋の所在地番が必要で、所有者名、納税義務者名による申し込みはできません。

※コピーなどの交付もできませんので、あらかじめご了承ください。

## 相談

行政相談委員に相談してみませんか

行政相談委員の定例相談を実施します。定例相談は毎月1回第3水曜日に開催しています。

### ▼猪苗代町行政相談委員

宮沢 重正さん(下館)

☎(66) 39995

### ▼開催日時

3月21日(水)、4月18日(水)

午後1時~午後3時

### ▼場所

町役場3階日本間

### ▼その他

相談無料・秘密厳守

### ▼問い合わせ先

総務課 秘書広報業務

☎(62) 21111

## 人権擁護・行政相談委員合同相談会

町では、次の日程で人権擁護委員と行政相談委員の合同相談会を開催します。人権問題や法律についてこの機会にぜひご相談ください。

### ▼開催日時

4月5日(木)

午前10時から午後3時まで

### ▼場所

町役場3階 日本間

### ▼その他

相談無料・秘密厳守

## 掲示板

### 告示

・ 第160号「差押解除通知書の公示送達について」  
(税務課収納業務)

・ 第161号「参加差押書の公示送達について」  
(税務課収納業務)

・ 第162号「猪苗代町ひとり親世帯除雪支援事業実施要綱」  
(保健福祉課社会福祉業務)

・ 第163号「不動産等の最高価申込者決定通知書の公示送達について」  
(税務課収納業務)

・ 第164号「交付要求書の公示送達について」  
(税務課収納業務)

・ 第165号「国民健康保険被保険者証無効告示」  
(町民生活課国保年金業務)

・ 第166号「配当計算書の公示送達について」  
(税務課収納業務)

・ 第167号「平成23年度国民健康保険税の公示送達について」  
(町民生活課国保年金業務)

・ 第168号「平成23年度国民健康保険税4期督促状の公示送達について」  
(税務課収納業務)

公表します

## 町職員の給与

町職員の給与・定員管理などについて、町民の皆さんに理解していただくため、給与の状況や定員適正化計画の進捗状況などをお知らせします。

(特に記載がない場合は、23年4月1日現在)

●総務課 行政管理業務 ☎(62) 2111

住民基本台帳人口(23年3月末)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	参考21年度の人件費率
16,065人	72億6,559万4千円	1億2,837万8千円	14億40万3千円	19.27%	19.2%

(注)人件費には特別職に支給される給料、報酬などを含みます

職員数(A)	給与費				1人当たり給与費(B/A)
	給料	期末・勤勉手当	その他の手当	計(B)	
150人	5億6,936万3千円	2億858万8千円	9,565万3千円	8億7,360万4千円	582万4千円

(その他の手当に退職手当は含んでいません。職員数は23年3月31日現在)

区分	給料	扶養手当	調整手当	計	平均年齢
一般行政職	326,300円	22,200円	—	348,500円	43.3歳
技能労務職	302,500円	13,700円	—	316,200円	55.7歳

区分	初任給	経験年数10年	経験年数20年	経験年数30年
大学卒	172,200円	277,200円	331,900円	405,182円
高校卒	140,100円	227,700円	295,500円	387,493円

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主査	課長主任主査	課長	課長	
職員数(人)	4	8	57	29	6	1	105
構成比(%)	3.8	7.6	54.3	27.6	5.7	1.0	100.0

(注) 1. 町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

区分	支給別支給率		計
	6月期	12月期	
本年度	1.90月分	2.05月分	3.95月分
前年度	1.95月分	2.2月分	4.15月分
国の制度	1.90月分	2.05月分	3.95月分

(注) ただし、24年度から合計3.90月分となります。

区分	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度額	その他の加算措置など
支給率	30.55月分	41.34月分	59.28月分	59.28月分	勤続退職時4～8号給一定率1年当たり2%を超えない範囲内加算20%限度
国の制度	30.55月分	41.34月分	59.28月分	59.28月分	一定率1年当たり2%を超えない範囲内加算20%限度

特殊勤務手当(22年度)	区分	全職種
	職員全体に占める手当支給職員の割合	17.0%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額	30,836円
	手当の種類(手当数)	6

代表的な手当の名称	支給額の多い手当	児童福祉業務手当
職員に支給されている手当	税務等業務手当、現場作業手当、児童福祉業務手当、健康指導業務手当	

時間外勤務手当	支給総額	29,145千円
職員1人当たり支給年額		188千円

区分	内容	国の制度との異同	
扶養手当(月額)	配偶者	13,000円	同
	子・父母など	6,500円	
	配偶者のいない職員の1人目	11,000円	
住居手当(月額)	16～22歳の子(加算)	5,000円	異
	アパートなどの場合最高限度額	27,000円	
通勤手当(片道2km以上の場合・月額)	交通用具使用の場合	通勤距離により2,300～45,800円の範囲内	異
	バス、電車の場合	運賃相当額	

区分	給料月額など	区分	給料月額など	
給料	町長	702,000円	議長	289,000円
	副町長	593,000円	副議長	234,000円
	教育長	556,000円	常任委員長および議会運営委員長	222,000円
期末手当	町長	(23年度支給割合) 6月期 1.40月分	議長	211,000円
	副町長	12月期 1.55月分	副議長	(23年度支給割合) 6月期 1.40月分
	教育長	計 2.95月分	常任委員長および議会運営委員長	12月期 1.50月分
			議員	計 2.90月分

区分	基準年 19年度(19年4月1日)	23年度(23年4月1日)	予定 24年度(24年4月1日)
職員数	195人	172人	177人
増員	—	—	—
減員	—	23人	18人

部門	職員数	対前年増減数	主な増減理由	
一般行政部門	議会(議会事務局)	3	0	
	総務(総務・企画・財政・戸籍・防災など)	31	0	
	税務(税の課税・徴収)	13	0	
	民生(高齢者・障害者・児童福祉など)	25	▲1	欠員不補充▲1
	衛生(廃棄物収集など)	11	0	
	農水(農林水産業振興)	13	0	
	商工(商工・観光振興)	8	0	
特別行政部門	土木(道路・住宅・公園整備など)	11	▲1	欠員不補充▲1
	教育(学校教育、社会教育、文化振興など)	30	▲3	欠員不補充▲3
	病院	0	▲1	業務完了 ▲1
	水道(上下水道)	9	0	
公営事業	下水道	5	0	
	その他(国保・介護)	13	2	業務増 2
	合計	172	▲4	

- ・第169号「充当通知書の公示送達について」
- ・第170号「督促状(延滞金)の公示送達について」
- ・第171号「督促状(延滞金)の公示送達について」
- ・平成24年第1号「公売通知書の公示送達について」
- ・第2号「繰上徴収通知書の公示送達について」
- ・第3号「平成23年度国民健康保険税第5期督促状の公示送達について」(税務課収納業務)
- ・第4号「国民健康保険被保険者証無効告示」
- ・第5号「差押書の公示送達について」(町民生活課国保年金業務)
- ・第6号「参加差押書の公示送達について」(税務課収納業務)
- ・第7号「差押解除通知書の公示送達について」
- ・第8号「差押書の公示送達について」(税務課収納業務)
- ・第9号「平成23年度町県民税第3期督促状の公示送達について」(税務課収納業務)
- ・第10号「避難住民に係る事務処理の特例の除外事務について」(保健福祉課健康づくり業務)
- ・第11号「避難住民に係る事務処理の特例の除外事務について」

- （保健福祉課健康づくり業務）
- ・第12号「平成23年度福島県高齢者(23歳)肺炎球菌ワクチン接種助成事業補助金交付要綱に基づく猪苗代町高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業実施要領」
  - ・第13号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第14号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第15号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第16号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第17号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第18号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第19号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第20号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第21号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第22号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第23号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第24号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第25号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第26号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第27号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第28号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第29号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第30号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第31号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第32号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第33号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第34号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第35号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第36号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第37号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第38号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第39号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第40号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第41号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第42号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第43号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第44号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第45号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第46号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第47号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第48号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第49号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第50号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第51号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第52号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第53号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第54号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第55号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第56号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第57号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第58号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第59号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第60号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第61号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第62号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第63号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第64号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第65号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第66号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第67号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第68号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第69号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第70号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第71号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第72号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第73号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第74号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第75号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第76号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第77号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第78号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第79号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第80号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第81号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第82号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第83号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第84号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第85号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第86号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第87号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第88号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第89号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第90号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第91号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第92号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第93号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第94号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第95号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第96号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第97号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第98号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第99号「督促状(延滞金)の公示送達について」
  - ・第100号「督促状(延滞金)の公示送達について」

## 町の優良堆肥を販売します

町優良堆肥製造施設は「有機の里構想」を基に、資源循環型農業の実現を目指し、町内で発生した家畜のふん尿、生ごみや下水汚泥などのバイオマス資源を堆肥化した肥料を皆さんに販売しています。



トラックで運んだ肥料を散布機(マニャスプレッター)に積み、農地に散布している様子。本年度も購入者への無料配送と無料散布を実施します。

- 現在販売している肥料(小袋についてはJA中央店でも購入できます)
- 特殊肥料(牛ふん+生ごみ+もみ殻)の主要な成分含有量などは次のとおりです。
  - ・窒素全量 1.1% ・りん酸全量 1.4%
  - ・カリ全量 1.6% ・炭素窒素量 20(C/N比)

- ・水分約43～45%
- 製品の販売形態は、
- ・バラ堆肥(1kg当たり5円)
- ・ペレット(15kg入り小袋:180円)
- ・バラ(10kg入り小袋:120円)
- 販売方法
- 本年度も肥料を購入する人には、無料で配達と散布を実施しますので、ぜひご利用ください。トラックの搬入路や農地の状況(急傾斜地)などにより、配達や散布ができない場合もありますので、ご了承ください。
- 注文方法 町優良堆肥製造施設に電話またはファクスなどで注文してください。☎(85) 8810 (FAX兼用)
- 支払方法 JAの口座引落または役場の納付書でお支払いください。詳しくは、町優良堆肥製造施設までお問い合わせください。
- ※現在販売する肥料の放射性物質の数値は、100～200ベクレル/キログラム(以下bq/kg)程度であり、農地に利用できる範囲内となっています(セシウム134、セシウム137合算値)。
- 【国の基準値 400bq/kg以下は肥料として利用可能】

※23年4月1日現在の数値は「地方公務員給与実態調査」および「定員管理調査」を基にしたものです。